

社会福祉法人 徳和会 評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳和会（以下「当法人」という。）定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のために、評議員会に出席したときは、報酬として日額12,500円を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は通貨をもって本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規則は、平成29年6月19日から施行する。

社会福祉法人 徳和会 役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳和会（以下「当法人」という。）定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員には、その職務のために、理事会又は監事監査、評議員会に出席したときは、報酬として日額12,500円を支給することができる。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、この報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は通貨をもって本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

この規則は、平成29年6月19日から施行する。